

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

2014年度 第7号

2014年10月16日

文責 馬場 隆

人事異動に関する「特殊事情説明書」の提出について県教委に確認 「単なる介護は対象にならない」という説明は間違い

人事異動基本方針や意向調書についての各学校での説明に関する問題点の集約で、特殊事情説明書の提出にかかわって、「単なる介護は対象にならない。命に関わるような場合だけ」という趣旨の説明があったという報告がいくつかの学校からありました。これは、これまで高教組が県教委と確認してきた内容(提出を希望する教職員はだれでも提出できる)と異なるので、14日に県教委折衝を行って、県教委と改めて確認をおこないました。

「全て受け取って県教委に提出を」という指導は変わっていない

折衝の中で県教委は、「特殊事情説明書が出されたらすべて受け取って県教委に提出してくださいと説明している」と回答しました。その上で、問題の説明がされた背景に関わって「特殊事情説明書を提出してもらっても全部実現するのは難しい。特殊事情で出したから異動希望が実現するだろうと理解されても困るので、命に関わるような場合を優先する、というような話をした。しかし、それ以外が対象にならないということではない」と述べました。

特殊事情説明書が提出されれば、県教委内部の審査会にかけられて、どのような配慮をすべきかが審議されます。その結果、優先度に差が出ることは否定できませんが、校長が門前払いすることは許されません。介護の場合で言えば、命に関わるという状況でなくても、要介護度をはじめとして、介護が必要な状況には様々な場合があります。介護以外の特殊事情の場合も含めて、特殊事情として考慮してほしいと思っている人は、特殊事情説明書を提出しましょう。

「特殊事情説明書」は、必要になったら、いつでも出すことができます

状況の変化で特殊事情が生じる可能性はありますから、特殊事情説明書は随時提出することができます。意向調書の提出やヒアリングの後でも、必要になった場合は、校長に事情を説明して、特殊事情説明書を提出しましょう。

人事異動についての説明やヒアリングの中でおかしいと思うことがあれば、高教組本部にご連絡ください。

(電話番号は「高教組速報」の題字の下)

高教組は、11月初～中旬に教職員の労働条件改善についての県教委交渉を行います。労働条件についての現場教職員の声を高教組にお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ